

要保存

コロナガイドライン変更に伴う登校の可否基準について（改）

誰が	どうなっている	登校○×
児童本人が	陽性	登校× ・保健所や医師等の指示、定められた期間（療養期間）に従ってください。
	濃厚接触者	登校× ・保健所や医師等の指示、定められた期間（待機期間）に従ってください。 ・待機期間2日目と3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で2日連続で陰性を確認した場合は解除になります。
	風邪や発熱症状 （ワクチン副反応を含む）	登校×
	PCR・抗原検査受検 ※感染の恐れがある場合の検査	登校×（結果が出るまで）
	PCR・抗原検査結果陰性	登校○
同居人（ご家族）が	陽性 （児童は濃厚接触者となる）	登校× ・保健所や医師等の指示、定められた期間（療養期間）に従ってください。
	濃厚接触者 （無症状）	登校○（レベル3以上の時は登校×）
	濃厚接触者 （症状有り）	登校×
	PCR・抗原検査受検	登校○（レベル3以上の時は登校×）
	PCR・抗原検査結果陰性	登校○
	PCR・抗原検査結果陽性	登校×
	風邪や発熱症状 （ワクチン副反応を含む）	登校○（レベル3以上の時は登校×）

※登校できる場合でも、感染拡大に不安がある場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止として扱うことも可能です。

<千葉県の上感染レベルについては、以下のリンク（QRコード）から調べてください>



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/kansen-shiyo-sihyou.html>

※お子様や同居人（ご家族）が感染した場合や濃厚接触者となった場合等、**児童の欠席にかかわる場合のみ**、学校にお知らせください。

※通常の欠席連絡同様、平日の**7：45**から**18：30**頃を目安として、電話連絡をください。

土・日・夜間については、報告していただく必要がなくなりました。

※長期休業中についても報告をしていただく必要はありません。

※登校不可（出席停止）となってしまう場合及びその後の登校を再開する場合に、検査結果の証明や陰性証明等（医療機関や保健所が発行する証明書等）を学校へ提出する必要はありません。